

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案に対する修正案 新旧対照条文

○子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（平成三十一年法律第 号）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案</p> <p>子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p style="text-align: center;">「第三章 第一</p> <p>目次中「支給認定等」を「教育・保育給付認定等」に、</p> <p style="text-align: center;">第二 第三 第四</p> <p>「 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者 節 特定教育・保育施設（第三十一条―第四十二条） 節 特定地域型保育事業者（第四十三条―第五十四条） 節 業務管理体制の整備等（第五十五条―第五十七条） 節 教育・保育に関する情報の報告及び公表（第五十八条）」 第四節 子育てのための施設等利用給付 第一款 通則（第三十条の二・第三十条の三） 第二款 施設等利用給付認定等（第三十条の四―第三十条の十） 第三款 施設等利用費の支給（第三十条の十一） 第三章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定</p>	<p>子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案</p> <p>子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p style="text-align: center;">「第三章 第一</p> <p>目次中「支給認定等」を「教育・保育給付認定等」に、</p> <p style="text-align: center;">第二 第三 第四</p> <p>「 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者 節 特定教育・保育施設（第三十一条―第四十二条） 節 特定地域型保育事業者（第四十三条―第五十四条） 節 業務管理体制の整備等（第五十五条―第五十七条） 節 教育・保育に関する情報の報告及び公表（第五十八条）」 第四節 子育てのための施設等利用給付 第一款 通則（第三十条の二・第三十条の三） 第二款 施設等利用給付認定等（第三十条の四―第三十条の十） 第三款 施設等利用費の支給（第三十条の十一） 第三章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定</p>

第一節 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

第一款 特定教育・保育施設（第三十一条―第四十二条）

第二款 特定地域型保育事業者（第四十三条―第五十四条）

第三款 業務管理体制の整備等（第五十五条―第五十七条）

第四款 教育・保育に関する情報の報告及び公表（第五十八条）

第二節 特定子ども・子育て支援施設等（第五十八条の二―第五

子ども・子育て支援施設等

に、「第七十八条」を「第七十七条の二」

十八条の十二）
に改める。

〔略〕

第一節 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

第一款 特定教育・保育施設（第三十一条―第四十二条）

第二款 特定地域型保育事業者（第四十三条―第五十四条）

第三款 業務管理体制の整備等（第五十五条―第五十七条）

第四款 教育・保育に関する情報の報告及び公表（第五十八条）

第二節 特定子ども・子育て支援施設等（第五十八条の二―第五

子ども・子育て支援施設等

に改める。

十八条の十二）

〔同上〕

第七十八条第一項中「を受ける権利及び」を「及び子育てのための施設等利用給付を受ける権利並びに」に改め、同条第二項中「の支給」を「及び子育てのための施設等利用給付の支給」に改め、第八章中同条の前に次の二条を加える。

〔子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上等〕

第七十七条の二 政府は、待機児童（社会保障制度改革推進法（平成二十四年法律第六十四号）第八条に規定する待機児童をいう。）に関する問題の早急な解消、児童福祉法第四十五条第二項の基準の見直しその他の教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の措置を講ずるに当たっては、これに必要な安定した財源の確保に努めるものとする。

〔保育等従業者の処遇の改善等〕

第七十七条の三 第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設の設置者及び第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者であつて、都道府県、市町村その他政令で定める者以外のものに従業者（政令で定める者を除く。以下この条において「保育等従業者」という。）の賃金をはじめとする保育等従業者の処遇の改善等については、保育等従業者の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法（平成三十一年法律第 号）で定め

第七十八条第一項中「を受ける権利及び」を「及び子育てのための施設等利用給付を受ける権利並びに」に改め、同条第二項中「の支給」を「及び子育てのための施設等利用給付の支給」に改める。

〔新設〕

るところにより、必要な措置が講ぜられるものとする。

第八十三条中「第十五条第一項」の下に「(第三十条の三において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を加える。

〔略〕

第八十七条第一項中「第十三条第一項」の下に「(第三十条の三において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」を加え、「同項」を「第十三条第一項」に改め、同条第二項中「第十四条第一項」の下に「(第三十条の三において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」を加え、「又は同項」を「又は第十四条第一項」に改める。

附則第二条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(検討)」を付する。

附則第二条の二を削る。

附則第三条を次のように改める。

第三条 削除

〔略〕

附則

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔同上〕

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、別に法律で定める日から施行する。ただし、第八章中第七十八条の前に二条を加える改正規定、附則第二条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、附則第二条の二を削る改正規定及び附則第三条の改正規定並びに次条並びに附則第三条ただし書、第八条から第十条までの規定、附則第十三条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一の九十四の項及び別表第二の百十六の項の改正規定（別表第一の九十四の項に係る部分に限る。）並びに附則第十四条、第十七条及び第十八条第一項の規定は、公布の日から施行する。

2 前項の別に法律で定める日については、待機児童（社会保障制度改革推進法（平成二十四年法律第六十四号）第八条に規定する待機児童をいう。）に関する問題が解消される時期を勘案して検討し、その結果に基づいて定められるものとする。

〔略〕

(検討)

第十八条 政府は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行後速やかに、保育士及び保育士資格を有する者であつて現に保育に関

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条ただし書、第八条から第十条までの規定、附則第十三条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一の九十四の項及び別表第二の百十六の項の改正規定（別表第一の九十四の項に係る部分に限る。）並びに附則第十四条及び第十七条の規定は、公布の日から施行する。

〔新設〕

〔同上〕

(検討)

第十八条 〔新設〕

する業務に従事していないものについて職業紹介を行う体制の整備及び充実その他の教育・保育その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための措置について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2| 政府は、この法律の施行後二年を目的として、附則第四条の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3| 政府は、前二項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目的として、新法の施行の状況を勘案し、新法第三十条の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援施設等に新法第七条第十項第二号に規定する幼稚園に類する機能を有する施設であつて学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項の認可を受けていないものを追加することを含め、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

①| 〔同上〕

2| 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目的として、新法の施行の状況を勘案し、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。